



届け出・証明



最新の情報は左の
二次元コードから
市HPへアクセスし
て入手してください

INDEX

●届け出・証明について…P64

届け出・証明について

市民生活に必要な各種手続きについて、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

戸籍

取扱窓口 市民課 TEL.632-2270

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録し公証する制度で、通常1組の夫婦と、同じ氏の未婚の子が記載されています。この戸籍の所在を町名地番で表したものを本籍といいます。戸籍に関わる手続きは、65ページの表①・表②の通りです。

市に届け出をする場合には、市民課(市役所1階)または各地区市民センター・出張所へ届け出てください。

住民異動など

取扱窓口 市民課 TEL.632-2271

転入・転居・転出など住所が変わったときは、市民課または各地区市民センター・出張所・事務所に届け出てください。手続きは、65ページの表③の通りです。

各種証明書の交付

取扱窓口 市民課 TEL.632-2265

住民票の写し、戸(除)籍謄・抄本(戸籍全部・個人事項証明、除籍全部・個人事項証明)などが必要なときは、市民課または各地区市民センター・出張所・事務所へ請求してください。代理人が請求する場合は、委任状が必要です。第三者が請求する場合は、請求の事由(使い道)及びその事由を証明する資料が必要です。なお、請求の事由によっては、交付できないこともあります。

請求時には、窓口に来られた人の本人確認を行っていますので、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードや健康保険証など)をお持ちください。

戸籍に関する証明は本籍のある市区町村で交付しています。請求者からの依頼により、親族が証明書の交付を受ける場合は、親族関係を確認できる書類や委任状などが必要となることがありますので、あらかじめお問い合わせの上、ご来庁ください。



①戸籍関係の届け出

原因	期間	届出先
赤ちゃんが生まれたとき(出生届)	出生の日から14日以内	出生地、本籍地、届出人の所在地のいずれかの市区町村
人が亡くなったとき(死亡届)	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡地、本籍地、届出人の所在地のいずれかの市区町村
結婚するとき(婚姻届)	いつでも (ただし効力は、届け出の時から)	夫か妻の本籍地または所在地の市区町村
養子縁組するとき(養子縁組届)		養親か養子の本籍地または所在地の市区町村
離婚するとき(離婚届)		本籍地か所在地の市区町村
本籍を移すとき(転籍届)		現在の本籍地か届出人の所在地または転籍地の市区町村

※婚姻や養子縁組などの戸籍の届け出の際に本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証などをお持ちください。

②戸籍届け出受付場所・時間

受付場所	受付時間		
市役所市民課	平日	午前8時30分～午後7時	
各地区市民センター・出張所(バンバ出張所を除く)	平日	午前8時30分～午後5時15分	
バンバ出張所(年末年始・臨時休館を除く)	平日	午前10時～午後7時	
	土・日曜日、祝休日		
市役所B1A会議室	土・日曜日、祝休日	午前8時30分～午後5時15分	
市役所地下中央案内	夜間	平日	午後7時～翌日午前8時30分
		土・日曜日、祝休日	午後5時15分～翌日午前8時30分

※土・日曜日、祝休日および平日午後5時15分～翌日午前8時30分に戸籍の届け出をした場合は、お預かりし、翌開庁日に内容を審査の上、受理となります。届け出にあわせた住民異動や、証明書の交付などの手続きはできません。

※市役所地下中央案内では、死亡届をお預りすることはできますが、埋火葬許可証の交付は行っていません。

③住民異動などの届け出

原因	期間	届出人	必要なもの	届出先
市内に引っ越してきたとき(転入届)	市に住み始めた日の翌日から起算して14日以内	本人、世帯主、代理人	前の市区町村で発行した転出証明書またはマイナンバーカード・住民基本台帳カード(カード転出手続きを行った場合)、本人確認書類	市民課、各地区市民センター・出張所・事務所
市内で住所が変わったとき(転居届)	新住所に住み始めた日の翌日から起算して14日以内		マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)、本人確認書類、国民健康保険証(加入者)	
市外に引っ越すとき(転出届)	引っ越す日の前日まで		本人確認書類、印鑑登録証(登録者)、国民健康保険証(加入者)	
世帯に変更があったとき(世帯変更届)	変更があった日の翌日から起算して14日以内		本人確認書類、国民健康保険証(加入者)	

※住民異動届け出の際に本人確認を行っています。マイナンバーカードや運転免許証など本人確認のできる書類をお持ちください。なお、顔写真付の公的な本人確認書類以外の場合、2点(健康保険証、年金手帳、預金通帳など)が必要です。

※バンバ出張所は、土・日曜日、祝休日に海外からの転入手続き、及びマイナンバーカード、住民基本台帳カードによる転入手続きは行えません。

※外国へ1年以上滞在するときは転出届を、外国へ転出していた人が帰国したときは転入届を届け出てください。この転入届には、パスポートと、本籍地が宇都宮市以外の方は、戸籍謄本・戸籍の附票が必要です。

※代理人(同一世帯員以外の人)は、本人が自署した委任状の提出が必要です。

※外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

印鑑登録

取扱窓口 市民課 TEL.632-2271

印鑑登録ができる人は、宇都宮市民(市の住民基本台帳に登録されている人)で、満15歳以上の人です。本人が登録するときは、登録しようとする印鑑と本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)をお持ちください。「印鑑登録申請書(本人申請用)」を提出した後、本人の意思確認のため「照会書兼回答書」が本人の自宅宛てに郵送されますので、登録申請受付日から1カ月以内に「照会書兼回答書」、本人確認書類、登録申請した印鑑をお持ちください。印鑑登録証をお渡しします。ただし、本人の申請で次の場合はその場で登録ができます。

- ▼マイナンバーカードや運転免許証など官公署発行の顔写真付きの本人であることを確認できる書類を提示した場合。
 - ▼本市に印鑑登録している人が保証人として署名および登録印を捺印した保証書をお持ちになった場合。
- ※代理人による手続きは本人が申請する場合と同様ですが、申請の際に「印鑑登録申請書(代理人申請用)」に本人が自署した「代理人選任届」の記入が必要になります。

登録できない印鑑

- ▼住民票に記載されている氏名(氏、名、旧氏、通称)またはその一部を組み合わせたもので表していないもの。
 - ▼すでに同じ世帯の人が登録しているもの。
 - ▼白抜き、逆彫りなどで輪郭がないもの。
 - ▼印形が変形しやすいもの。
 - ▼印影が一辺の長さ8mm以上25mm以下の正方形に収まらないもの。
 - ▼棄損または摩滅しているもの。
 - ▼印影の照合が困難なもの。
- ※旧氏で印鑑登録をする場合は、住民票への旧氏記載請求が必要です。
※氏名の一部を組み合わせる場合は、登録できる組み合わせ方についてお問い合わせください。

●印鑑登録の廃止、印鑑登録証の紛失

市民課(市役所1階)または各地区市民センター・出張所・事務所に廃止申請書か登録証亡失届を出してください。印鑑を変更するときは、廃止届を出してから、新たに印鑑登録をしてください。

●印鑑登録証明書の交付

取扱窓口 市民課 TEL.632-2265

印鑑登録証を市民課または各地区市民センター・出張所・事務所にお持ちください。印鑑登録証がない場合には、印鑑登録証明書の交付ができませんので、大切に保管してください。代理人に依頼するときは、印鑑登録証を預け、住所・氏名・生年月日を伝えてください。実印、委任状などは不要です。また、請求時には、窓口に来られた人の本人確認を行いますので、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードや健康保険証など)をお持ちください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

取扱窓口 市民課 TEL.632-5266

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)と本人確認の両方が証明できるカードで、希望者に交付されます。証明書のコンビニ交付やe-Taxなどの電子申請を行うことができます。

なお、申請から交付までに2カ月程度かかります。

- 対象者 市に住居登録している人。
 - 申請方法 平成27年11月頃に送付されたマイナンバーの通知カードの下部にある交付申請書、または個人番号通知書に同封されている交付申請書等で郵送にて申請。パソコンやスマートフォンなどでも申請可能。(交付申請書を紛失した場合は市民課にご連絡いただくことで再発行が可能です。)また、市民課、各地区市民センター・出張所の窓口でも申請可能。市民課では初回申請者を対象に顔写真無料撮影サービスを実施中。
 - 交付方法 交付通知書(はがき)が届いたら、必要書類を持って、原則、ご本人がはがきに記載された交付場所にて受け取り。
 - 交付手数料 初回は無料。紛失などによる再交付の手数料は有料。
 - 有効期間 申請受付日時点で成年年齢以上の場合:発行日から10回目の誕生日まで。申請受付日時点で未成年の場合:発行日から5回目の誕生日まで。
- ※令和4年4月1日より、成年年齢は18歳です。

全国広域交付住民票

取扱窓口 市民課 TEL.632-2265

住民票の写しを全国どこでも取ることができます。本人および同一世帯の住民票の写しを請求することができます。ただし、本籍は記載されません。

- 申請場所 全国の市区町村窓口。
- 申請に必要なもの マイナンバーカード、運転免許証(現住所が記載されているもの)およびパスポートなど官公署発行の顔写真付きの本人確認書類。

電子証明書

取扱窓口 市民課 TEL.632-2265

各種証明書のコンビニ交付サービスや確定申告などに利用するための、電子証明書をマイナンバーカードに格納することができます。

- 申請に必要なもの マイナンバーカード。
- ※住民基本台帳カードに格納する電子証明書は、平成27年12月をもって終了しています。
- 申請場所 市民課または各地区市民センター・出張所。
- 発行手数料 初回は無料。(再発行手数料は200円)
- 有効期間 マイナンバーカードの有効期間内で電子証明書を格納した日から5回目の誕生日まで。
- ※マイナンバーカードの有効期間終了により電子証明書も失効します。

各種証明書のコンビニ交付サービス

取扱窓口 コンビニ交付サービスの利用方法などについては、**市民課証明グループ**

TEL.632-2265

マイナンバーカードの取得については、**市民課個人番号グループ**

TEL.632-5266

課税証明書・所得証明書の取得については、**税制課諸税証明グループ**

TEL.632-2187

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアなどで各種証明書を取得できるものです。

市役所が閉庁している夜間や土・日曜日、祝休日でも利用が可能です。

利用時間については、60ページをご覧ください。

パスポート

取扱窓口 パスポートセンター(馬場通り4丁目1番1号うつのみや表参道スクエア5階)

TEL.616-1544

一般旅券の発給申請の受け付け、交付を行います。ただし、緊急発給など一部取り扱えない業務があります。

対象者 宇都宮市民。

申請に必要なもの 一般旅券発給申請書、戸籍謄本または抄本(発行の日から6カ月以内のもの)、顔写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm、提出前6カ月以内に撮影したもの)、本人確認書類、前回取得した旅券(居所申請の場合は6カ月以内に発行された住民票)。

交付手数料 10年間有効旅券=1万6,000円、5年間有効旅券(12歳以上)=1万1,000円、5年間有効旅券(12歳未満)=6,000円。

業務時間 午前10時～午後7時。

休館日 年末年始。

その他 無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

特別永住者の住居地以外の届け出

取扱窓口 市民課 **TEL.632-2271**

特別永住者証明書の記載事項である氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。

特別永住者の住居地以外の届け出や特別永住者証明書の更新、再交付申請をする場合は、特別永住者証明書(紛失による再交付を除く)、旅券(所持する場合)、顔写真1枚(縦4cm×横3cm、提出前3カ月以内に撮影したもの)、変更が生じたことを証する資料(住居地以外の届け出の場合)が必要です。

受付窓口は、市民課、各地区市民センター、出張所となります。

午後7時まで受け付ける業務

取扱窓口 市民課 **TEL.632-2263**

詳しくは、59ページをご覧ください。

24時間受け付ける業務

取扱窓口 市民課 **TEL.632-2270**

戸籍届は、24時間受け付けています(65ページ参照)。

